

一般社団法人三重県建築士事務所協会広告掲載規程

平成26年7月30日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が保有する資産を広告媒体として活用することにより、一般消費者へのサービスの向上及び建築設計監理業の活性化を推進し、民間企業等との協働に資するため、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体とは、協会が発行する印刷物、協会の管理運営するホームページその他、協会の資産のうち、広告掲載が可能なもので別に定めるものをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けた者をいう。

(広告の掲載基準)

第3条 広告内容は、協会の公益性及び品位を損なうおそれのないもので、消費者、協会会員、建築設計監理業界及び関係者等に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動等に係るもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、国、地方公共団体その他公共の機関並びに協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (11) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (12) 広告の内容が明確でないもの

- (13) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
 - (14) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
 - (15) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (16) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと協会が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は別に定める。
- 3 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについて、広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告掲載の対象としないことができる。
- 4 広告掲載基準は、本条に定めるもののほか、広告媒体ごとに別に定めることができる。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の掲載の期間)

第5条 広告を掲載する期間は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集方法、広告の掲載料及び広告掲載決定後の手続き等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の決定)

第7条 協会は、広告掲載の申込みがあった場合は、広告媒体ごとに第11条に定める広告掲載審査会により審査し、次の順位により広告掲載を決定する。

- (1) 一般消費者へのサービスの向上及び建築設計監理業の活性化を推進し、民間企業等との協働に資すると判断することができるもの。
 - (2) 前号に該当し県内に事業所等を有するもの。
 - (3) 第1号に該当しその他のもの
- 2 第4条に定める枠数を超過して広告掲載の申込みがあった場合において、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

(広告掲載の取消)

第8条 協会は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 広告媒体ごとに協会が別に定める規則による日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 広告媒体ごとに協会が別に定める規則による日までに別に定める規則による広告掲載

料が納付されないとき。

(3) 第3条の規定に反すると判断したとき。

- 2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 広告掲載の取消が広告掲載期間中である場合、広告掲載料の取り扱いについては別に定める規則によるものとする。

(広告掲載の取り下げまたは取りやめ)

第9条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げまたは取りやめることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会にその旨を通知しなければならない。
- 3 広告掲載の取り下げまたは取りやめに係る広告掲載料の取り扱いについては別に定める規則によるものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載審査会)

第11条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するための審査会については、広告媒体ごとに別に定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程は、理事会の決議を得なければ改廃できない。

附 則

この規程は平成26年7月30日から施行する。